

## 記載方法(例)

### 保険医療機関の場合

- 1) みなし指定の対象となる全サービス[(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護(※)]を行わない場合は？
  - A) (介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護(※)の全てに○を付け、必要事項を記入のうえ押印し、当月15日までに(必着)ご郵送ください。
  
- 2) (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護(※)は行わず、(介護予防)居宅療養管理指導のみを行う場合は？
  - A) (介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護(※)に○を付け、必要事項を記入のうえ押印し、当月15日までに(必着)ご郵送ください。
  
- 3) みなし指定の対象となる全サービス[(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護(※)]を行う場合は？
  - A) 提出は不要です。ただし、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)短期入所療養介護(※)の介護報酬を算定する場合は、事前に届出が必要です。

※ (介護予防)短期入所療養介護は、療養病床を有する病院又は診療所に限り、「みなし指定」になります。

なお、歯科医療機関の場合も、(介護予防)居宅療養管理指導、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)通所リハビリテーションが法律上、「みなし指定」になります。したがって、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハ、(介護予防)通所リハを行わない場合も、法律の定めにより、「指定を不要とする旨の申出書」の提出が必要となります。

### 保険薬局の場合

- 1) みなし指定の対象となる(介護予防)居宅療養管理指導を行わない場合は？
  - A) (介護予防)居宅療養管理指導に○を付け、必要事項を記入のうえ押印し、当月15日までに(必着)ご郵送ください。
  
- 2) みなし指定の対象となる(介護予防)居宅療養管理指導を行う場合は？
  - A) 提出は不要です。